

事務連絡

平成19年12月20日

都道府県労働局労働基準部

労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課長補佐（業務担当）

職業病認定対策室長補佐

「石綿による疾病の認定者別リストの内容精査実施要領」について

標記については、平成19年12月19日付け事務連絡の別添により、指示したところであるが、当該実施要領に関し、複数の局から照会がなされたものの取扱いについて、下記のとおり取りまとめたので、これに従い事務処理を進められたい。

## 記

### 1 支給決定時の事業場所在地の取扱い（実施要領2の（5）関係）

「支給決定時の事業場所在地」については、公表の適否は別として、石綿ばく露作業に関する重要な位置情報であることから、支給決定時において、公表対象事業場が廃止・移転等している場合であっても、把握可能な範囲で所在地を記載すること。

### 2 建設業における公表対象事業場の取扱い（実施要領2の（8）関係）

建設の事業において、最終ばく露事業場（元請事業場）が不明なため、被災労働者の所属事業場で支給決定を行っている場合には、特別処理労働保険番号を使用していたとしても当該所属事業場は公表対象となることから、必要な作業を行うこと。